

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

・ サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

漫画家・演者・アーティスト等、価値観の異なる人種をプラットフォーム化し、「商品」としている為、その価値観・人生観をよく把握したうえで、適正な報酬をお支払いし、他社との差別化をし、市場創造しております。

「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

手形、小切手は一切取り扱ってません。毎月月末に於て、個人・法人共に30日以内にお支払いしています。

③知的財産・ノウハウ

著作権は作家から買い上げ、2次使用が発生した際は別途お支払いしています。クライアントとは冒頭から著作権の取り扱いについては説明し、契約書に盛り込み、個人の作家の権利保護に務めています。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。短納期発注の際は別途特急料金をお支払いしています。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で、公平になるよう務めます。

従業員には社会通念に照らし合らし、利他利己の精神を共有し事業活動を実施します。

2022年3月31日

(株) 漫画家学会 代表取締役 三木 文夫

(備考)

- ・本宣言は、(公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。